

令和 5 年 5 月 1 9 日現在

機関番号：3 2 1 0 2

研究種目：若手研究

研究期間：2019 ~ 2022

課題番号：1 9 K 1 3 4 9 7

研究課題名（和文）近代フランス法の特徴とその生成

研究課題名（英文）The feature of french modern law and the process of its creation

研究代表者

水林 翔（MIZUBAYASHI, Sho）

流通経済大学・法学部・准教授

研究者番号：0 0 8 2 6 2 4 0

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究課題では近代フランス法の生成、とりわけ法主体たるcitoyenにはいかなる資質が要求されてきたのかという観点からミシェル・フーコーを参照しつつ研究を遂行してきた。革命期以降のフランスにおいて近代的「市民」をいかに創出するかという観点からなされた種々の議論はまた、個人の身体・精神に積極的に介入し、これを一人前の主体として形成することを目指していた。それは同時に、能力によって個人を選別し、序列化する機能をも持つものであった。また本研究ではかような権力メカニズムが近代にとどまらず現代社会においても新自由主義的規律権力としてよりソフィスティケートされたかたちで維持されている可能性も指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の出発点となった問いは、旧優生保護法にみられる個人の「能力」によって人権の享有が著しく制約されたという歴史に、憲法学が想定する「自律的個人」像が共犯関係にあるのではないかというものであった。この点、近代法の祖国の一つであるフランスにおいても、とりわけ革命期以降の時期においては「市民」たるには一定の理性や労働能力を備えていることが要求されてきた。すなわち、もともと近代法には能力によって個人を選別する発想が含まれていたのであり、その意味で旧優生保護法自体が極めて「近代的」な法であった。本研究が持ちうる社会的意義は、そのような認識を踏まえて、新たな法主体論を構築する必要性を示した点にある。

研究成果の概要（英文）：This research has been conducted with reference to Michel Foucault from the viewpoint of the creation of modern French law and, in particular, what kind of qualities have been demanded to the "citoyen".

Various discussions on how to create modern "citoyen" in post-revolutionary France also aimed to actively intervene in the bodies and minds of individuals and form them into full-fledged subjects. At the same time, it also had the function of sorting and ranking individuals according to their abilities.

This study also points out the possibility that such a power mechanism is maintained not only in modern times but also in contemporary society in a more sophisticated form as "neoliberal disciplinary power".

研究分野：憲法

キーワード：憲法 フランス憲法 人権 ミシェル・フーコー 法主体

1. 研究開始当初の背景

本研究の開始時点における申請者の問題関心は、それ以前のフランス憲法研究を踏まえ、フランス憲法において一般的な理解とされてきた、単一不可分の共和国・一般意思の表明としての法律・法意思主義・議会中心主義といった諸概念を生み出した先行研究の視座を批判的に検証し、それとは異なるフランス法の在り方を、旧体制から第三共和制にかけての時期を中心に、抽出・分析すること、であった。というのも、ドマやポティエといった旧体制下の法学者から革命以降の法的議論に共通するフランス法思想の特質は、上記のような法意思主義に基づく法律 loi の定立に先立つ、所与として存在する客観的正義(あるいは理性、法原則)を正面から認め、人間意思に対する制約として把握する点にあるように思われたからである。

もっとも研究を遂行する中で、申請者の問題関心が下記のように変化したことにより、本研究の内容も一定の修正を被ることとなった。契機となったのは我が国において旧優生保護法の被害が大きくクローズアップされ、我が国の憲法学説が旧優生保護法とどのような関係にあったのかという点を批判的に検討する必要に迫られたことであった。

旧優生保護法に関し、憲法学においてとりわけ問題とされたのは、旧優生保護法が個人の能力を基に生殖の権利を選別する論理を有していたことであった。この能力による個人の選別及び人権の制約は、一見したところ明白に憲法的価値に反するものに思われるかもしれない。しかし実際のところそれは、我が国の憲法学が前提としてきた、自律を可能にする能力を持つ者が人権享有主体であるという個人像と共鳴するのではないかという疑義が提示された。

2. 研究の目的

かような状況を踏まえ本研究は、近代法における個人像がいかなるものとして語られ、そうした個人の形成にどのような権力メカニズムが動員されたのかを明らかにすることを目的として設定することとなった。

付言すれば申請者は、前述のような我が国の憲法学が有してきた個人像が、実は近代憲法の祖国の一つであるフランスにおいて伝統的に語られてきた個人像と極めて密接な関連を有するのではないかと仮説を立てるに至った。

そこで本研究は、研究対象の時代設定自体は近代フランスに定位しつつも、当初の計画を一部修正し、近代フランスにおける法主体＝市民 *citoyen* 像の形成とそれが現代社会において持ちうる意味の解明へと向かうこととなった。

なおここで鍵となる問題視角は、かような“自律する個人”は、自己の身体・精神を統御するという意味では“自由”な主体であるが、同時にこの“自由”は、公権力を中心とした種々の権力メカニズムの中で教育・形成されてゆくべきものでもあるということである。subject という語が主体とともに服従という意味をも併せ持つことの歴史的意味がここでは問われているのである。

3. 研究の方法

本研究では、一次資料としてフランス革命期及びそれ以降の法的言説を読解の対象とするとともに、ミシェル・フーコーら当時のフランスの権力構造を論じた二次資料を検討するというテキスト・クリティークを方法として用いた。

4. 研究成果

以下、個別の研究成果とともに、本研究で明らかにした点を述べる。

①規律権力と自律的個人の関係性について

上記の問題関心の項で述べたように、まず検討すべきは、近代フランスにおける法主体・個人像において、規律と自律がいかに結び合わされてきたか、という問いであった。この問いに関しては、以下の二つの論考で分析を試みた。

・「規律・自由・憲法：憲法学における自由概念についての覚書」流経法學 20(1) 1-37 2020年9月

・「物乞いと市民のあいだ：革命期フランスにおける労働と権利」流経法學 21(2) 37-80 2022年3月

まず前者の論文においては、ミシェル・フーコーの規律権力概念を検討素材とし、近代において個人が一集団としてではなく一個別の存在として権力によって介入・操作されるに至った過程を検討した。近代国家において、各個人は、学校や職場、軍隊といった多様な場において、個別になすべき振る舞いを調教される。そしてその達成度合いは、数値化された競争メカニズムの下での序列化によって不断に明らかにされる。ここで各人は、原初的には他者（公権力や職場における使用者など）からの指揮命令に服することであるべき規範を内面化してゆくこととなるが、同時にそれは、あるべき規範に従って自己の身体・精神を統御する個人となってゆく過程でもあるという点が極めて重要である。パノプティコンを引き合いにフーコーが指摘したように、収容されている囚人は、“監視されている”と自らが感じることで、逸脱行動を自ら抑制するようになる。そこでは直接的な命令の有無が問題なのではなく、規律付けられる側が規範の存在を感得することによって“自律的に”規範に従うようになるという点が重要なのである。

続いて後者の論考においては、より具体的に労働に射程を限定したうえで、革命期フランスにおいて、そうした“自律的個人”の生成と労働とがいかなる関係にあったのかという点を分析した。革命期のフランスにおいて大きな課題の一つとして認識されていたのは、社会から物乞いを根絶することであった。中世以来物乞いは地域共同体から逸脱し、社会をかく乱するリスク因子としてとらえられてきたが、革命期においても物乞いは忌むべき存在であり続けた。それでは物乞いを根絶するためにはいかなる方法がとられるべきか。当時の議会内に設置された委員会では貧者を“良い貧者”と“悪しき貧者”とに分類することが通例であったが、物乞いは後者に含められ、その対処策として労働を課すことが唱えられた。ここで労働が担った役割は、単に働くことを拒絶するものを労働させるということにとどまらず、規則正しい労働を通じて物乞いを社会に適合可能な市民へと作り変えるという極めて大きなものであった。こうした労働を通じた市民の育成（市民化への矯正）という視点が憲法典に結実した例として、1795年憲法を挙げることが出来る。

以上の論考を通じて近代フランスにおける法主体像の一端を明らかにすることが出来た。

②法主体像が現代社会に持つ意義

続いて、上記で明らかにした法主体像が現代社会にいかなる影響を及ぼしているのかという点についても検討を加えた。既に公にしている研究成果としては下記のものがある（なお23年度もこのテーマに関連する論考を発表予定である）。

・「自由を通じた支配：自己規律する主体の形成と現代社会」流経法学 22(1) 55-88 2022年7月

本論考では、上述の規律権力概念が、現代社会においていかなる位置を占めるかという点から考察を行った。この点、規律権力概念はいわゆるフォーディズムに該当する時代に固有の、各人に直接行使される権力を特徴とするものであり、現代社会においては妥当性を失っていると指摘されることが多い。

しかし本論考では規律権力概念について以下のように捉えることを提示した。まず、フーコー自身が述べているように、規律権力概念自体は特定の時代に固有の権力メカニズムではない。②この点に関連して、規律権力の中核が一パノプティコンの例示においても示されているように、直接的な指揮命令よりもむしろ、そうした指揮命令の背後に存在する規範を各人が感得・内面化することによって自律的にふるまうことにある。

このように理解した場合、現代社会において生じている現象—本論考では一例として労働を巡る（フランスの著名な労働法学者であるアラン・シュピオが指摘するような）一見したところ労働者の裁量が拡大するような働き方が、却って労働者をして市場原理を支配する“数値”による競争へと駆り立てるという現象—は確かに直接的な管理や指揮命令の度合いを下げている一方で、労働者自身による市場原理に適合的な自己の形成をもたらすという意味で、きわめて現代的な規律権力の在り方と言えるのではないかという点を指摘した。

③小括

以上のように、本研究課題の下で、当初の研究計画から修正された部分があったものの、より現代社会のアクチュアルな課題に対応する形で、フランス近代法についての分析を深めることが出来たと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 水林翔	4. 巻 21巻2号
2. 論文標題 物乞いと市民のあいだ—革命期フランスにおける労働と権利	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 流経法学	6. 最初と最後の頁 37-80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 水林翔	4. 巻 20
2. 論文標題 規律・自由・憲法—憲法学における自由概念についての覚書	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 流経法学	6. 最初と最後の頁 1 - 37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 水林翔	4. 巻 19巻1号
2. 論文標題 ジャン・ドマにおける公法理論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 流通経済大学法学部流経法学	6. 最初と最後の頁 85～126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 水林翔	4. 巻 22巻1号
2. 論文標題 自由を通じた支配：自己規律する主体の形成と現代社会	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 流経法学	6. 最初と最後の頁 55～88
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Sho MIZUBAYASHI
2. 発表標題 Les personnes handicapees et les droits de l'homme
3. 学会等名 Le XIVeme Seminaire Franco-Japonais de Droit Public (国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------